

<報道発表資料>

令和8年10月29日

教職員の懲戒処分について

【処分1】

- 1 処 分 内 容 懲戒処分（停職1月）
- 2 処 分 年 月 日 令和8年10月29日
- 3 職名・年齢・性別 教諭・45歳・男性
- 4 所 属 名 狭山市立富士見小学校
- 5 発 生 年 月 日 令和7年10月9日
- 6 事件・事故の概要

当該職員は、令和7年10月9日（木曜日）午前10時15分頃、当該職員の授業に対する指導・助言のために、狭山市立富士見小学校を訪問した狭山市教育委員会事務局の女性職員が校舎内に入ろうとした際、同女性職員の前に立ちはだかり職務を妨害した。また、当該職員は、右手で同女性職員の左腕をつかんで押し戻す暴力行為を行った。

【処分2】

- 1 処 分 内 容 懲戒処分（減給3月）
- 2 処 分 年 月 日 令和8年10月29日
- 3 職名・年齢・性別 教諭・30歳・男性
- 4 所 属 名 杉戸町立杉戸小学校（発生時：杉戸町立泉小学校）
- 5 発 生 年 月 日 令和7年7月頃から令和8年2月上旬までの間
- 6 事件・事故の概要

当該職員は、令和7年7月頃から令和8年2月上旬頃までの間、当時在籍していた杉戸町立泉小学校校内における指導中、児童3名に対して胸倉をつかんで体を

押すなどの体罰を行ったほか、同児童3名を含む児童11名に対して不適切な指導を繰り返し行った。

【処分3】

- | | | |
|---|-----------------|---------------|
| 1 | 処 分 内 容 | 懲戒処分（減給1月） |
| 2 | 処 分 年 月 日 | 令和8年10月29日 |
| 3 | 職 名 ・ 年 齢 ・ 性 別 | 教諭・52歳・女性 |
| 4 | 所 属 名 | 南部地区・県立特別支援学校 |
| 5 | 発 生 年 月 日 | 令和8年4月1日 |
| 6 | 事件・事故の概要 | |

当該職員は、令和8年4月1日（水）午後6時42分頃、普通乗用自動車を運転し、蓮田市大字川島207番地先道路を白岡市方面から春日部市方面に向かい進行していたところ、徒歩で横断歩道を渡っていた女性に自車を衝突させて路上に転倒させた。その結果、同女性に右膝蓋骨骨折等の傷害を負わせた。

● 問合せ先

【処分1，2について】

教育局 小中学校人事課 管理指導担当

【処分1】和泉 【処分2】石井（知）

直通 048-830-6933 内線 6933

E-mail: a6930@pref.saitama.lg.jp

【処分3について】

教育局 県立学校人事課 管理指導担当 塩原

直通 048-830-6726 内線 6726

E-mail: a6720@pref.saitama.lg.jp